

## ○飯塚市ごみネット等購入費補助金交付要綱

平成28年4月4日

飯塚市告示第115号

改正 R2-49、R6-190

### (趣旨)

第1条 地域のごみ集積所の集積ごみの散乱を防止し、住環境の美化に努め、地域の環境保全に寄与するため、市民がごみネット等を共同購入する経費に対して交付する、飯塚市ごみネット等購入費補助金(以下「補助金」という。)については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において「ごみネット等」とは、ごみ集積所の集積ごみが、カラス、犬、猫等により散乱することを防止できる構造、材質及び原材料のものをいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市民(自治会及び隣組を含む。)が共同で利用する当該地内のごみ集積所において、ごみネット等を購入し、設置したもので、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) ごみネット等は第6条第3号に規定する利用者名簿の者(以下「利用者等」という。)と共同で利用すること。
- (3) ごみネット等をごみ収集業務及び周辺交通の支障とならない場所に設置すること。
- (4) 設置したごみネット等を自ら又は利用者等で管理できること。

(R2-49、R6-190一改)

### (再交付要件)

第4条 同一集積所で再交付を受けようとする場合は、前回交付を受けた日から起算して3年以上経過しなければ補助対象とならない。

(R6-190一改)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ごみネット等購入価格(消費税及び地方消費税を含む。)に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、ごみ集積所1箇所につき3,000円を限度とする。

(R2-49全改)

(交付申請書兼請求書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飯塚市ごみネット等購入費補助金交付申請書兼請求書に、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ごみネット等の購入に要した経費の明細が記載された領収書又はその写し
- (2) ごみネット等を設置した場所の位置図
- (3) ごみネット等の利用者名簿

(R6-190一改)

(交付申請の時期)

第7条 補助金の交付申請は、ごみネット等を購入した日から起算して90日以内に申請しなければならない。

(R2-49追加、R6-190一改)

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付決定通知については、当該補助金の支払いをもってこれに代えるものとする。
- 3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その理由を付して、申請者に飯塚市ごみネット等購入費補助金不交付決定通知書で通知するものとする。

(R2-49一改・繰下、R6-190一改)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(R2-49繰下)

附 則

この告示は、平成28年4月4日から施行する。

附 則(令和2年3月6日 告示第49号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和6年7月2日 告示第190号)

この告示は、告示の日から施行する。